

湖西市告示第158号

測量法の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 日

湖西市長 田内 浩之



測量法の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

(湖西市公共基準点管理保全要綱の一部改正)

第1条 湖西市公共基準点管理保全要綱（平成22年湖西市告示第408号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「撤去又は」を「撤去し、又は」に改める。

第8条第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

(湖西市効率的な手法導入推進基本調査基準点管理保全要綱の一部改正)

第2条 湖西市効率的な手法導入推進基本調査基準点管理保全要綱（平成28年湖西市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

様式第6号中「異常」を「支障」に、「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年12月3日から施行する。